

令和7年6月27日
香川県広域水道企業団
財産契約課
担当者：池田・香西
ダイヤル：087-826-6114

建設業者を指名停止

1 事案の概要

有限会社池田組の元役員は、同社の業務に関し、法定の除外事由がないにもかかわらず、令和7年3月4日、同社の資材置場において、廃棄物である木くずを焼却した。この行為が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するとして、同社及び同社の元役員は、高松簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、令和7年5月17日にその略式命令が確定した。

このことは、香川県広域水道企業団建設工事指名停止等措置要領別表第25号（業務に関する法令違反）に該当するので、同要領第1条に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者・所在地・指名停止期間

業者名	所在地	指名停止期間
有限会社池田組 代表取締役 池田 直人	さぬき市長尾西1059-3	令和7年6月27日 ～令和7年9月26日 (3月間)

3 指名停止業者と企業団との契約状況（平成30年度以降）

実績なし

香川県広域水道企業団建設工事指名停止等措置要領（抄）

（指名停止等）

第 1 条 企業長は、香川県広域水道企業団建設工事執行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第 8 号。以下「規程」という。）第 9 条第 2 項の規定により指名競争入札参加資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）が別表各号に掲げる措置要件の一に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名の対象外（以下「指名停止」という。）とするものとする。

2 契約担当者（規程第 6 条第 1 項の契約担当者をいう。以下同じ。）は、前項又は次条の規定により指名停止された有資格業者を現に指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

別表（第 1 条、第 3 条―第 5 条、第 1 0 条関係）

措置要件	期間
（業務に関する法令違反） 25 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が法令に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴の提起を知った日から 3 月以上 9 月以内